

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

231

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。
なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

具体的な支障事例

認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。

保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出ることが必要であることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要性が生じるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。

以下に変更届の具体例を示す。

幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法)

児童福祉施設変更届(児童福祉法)

家庭的保育事業等変更届(児童福祉法)

一時預かり事業変更届(児童福祉法)

病児保育事業変更届(児童福祉法)

認可外保育施設変更届(児童福祉法)

特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法)

特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法)

特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法)

業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。
これにより、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図

られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市

○各届出の必要事項を統一することについては特に問題点はない。
 ○当市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続が必要また不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていないことから、事業者の書類作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担になっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考えます。
 ○施設類型によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると思料する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。
 ○法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果がある方策を検討すべきと考えます。
 ○変更届の種類が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思いますが、条例等で定めるのではなく法により定める必要があると考えます。

各府省からの第1次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園や保育所などにおいては、1つの施設において一体的に様々な事業を実施していることから、複数の法令が関係し、届出事項に変更が生じた場合には、該当する施設・事業に応じた変更届の提出が必要になります。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあります。
 しかし、施設・事業の種類により変更届出事項が異なること、また、届出時期に事前と事後のものが混在していることから、事業者側の認識不足による届出漏れが散見する事態が生じており、地方自治体としても、変更届出事項に該当するかの確認や届出漏れが生じていないかの確認などの事務が発生し、制度が縦割りとなっている結果として、双方における事務負担が大きなものとなっています。
 また、変更届出事項のうち、幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「認定こども園の名称」、「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」、保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援提供者が届け出ることとされている「役員の氏名、生年月日及び住所」、「設置者又は事業者の定款、寄附行為等」、一時預かり事業や病児保育事業を行う者が届け出ることとされている「条例、定款その他の基本約款」、「事業を行おうとする区域」、「職員の定数及び職務の内容」、「主な職員の氏名及び経歴」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が届け出ることとされている「業務管理体制の整備に関する事項」等、通常の施設・事業の管理運営では使用しない情報や、届出の内容として重複する情報など、届出の必要性が低いものがあります。この届出の必要性については、地方自治体により相違が生じることは無いと考えられま

す。そのため、指摘のとおり見直しが困難とのことであるのであれば、各届出事項の必要性を明確に示していただきたいと考えます。

変更届出事項を施設・事業ごとの特性を考慮した最低限の事項に統一することで、事業者における変更届出事項の認識が高まり、届出漏れの解消が見込まれるほか、地方自治体における事務負担が軽減されます。また、変更届出事項を統一することで、法令毎の届出ではなく、各法令を網羅した共通様式での変更の届出ということも可能になり、事業者側及び地方自治体の事務負担が大幅に軽減されます。

以上より、変更届出事項について、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすること、又は、法令改正により統一することを求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあり、制度ごとに届出事項が異なることから、誤りも多く発生しており、事業者、地方公共団体の双方において事務負担が増大している。特に、

- ・幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」
- ・保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」

などは、そもそも届出事項として不要ではないか。

認定こども園法に規定する届出事項は法律で規定され、その他の届出事項は省令で規定されている。制度間のバランスをとりつつ、特性に応じた実務の必要性に合わせるができるよう、法形式を統一すべきではないか。

事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるような、デジタル化の観点からの改善方法はないか。

各府省からの第2次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

一方で、8月4日開催の「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」の提案団体提出資料において示された現在の変更届出事項の簡易整理表について、自治体や事業者の手續に資するよう、関係府省が連携してより正確な一覧表を作成することにまずは取り組みたい。

なお、現行制度においても、各法令で様式が定められていないものについて、各自治体の実情を踏まえて兼用の様式を作成することは可能である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

232

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。

具体的な支障事例

認定こども園の幼稚園機能部分等に活用される「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた市町村への間接補助であることから、都道府県の予算化が必要である。しかし、都道府県の予算スケジュールに合わせると、都道府県の予算化を待たなければならず、機動的な施設整備事業の執行ができない。また、都道府県の補助金交付要綱にも縛られることから、国の補助金交付要綱よりも上乗せされた変更交付申請等の事務が負担となっている。

一方で、認定こども園の保育所機能部分等に活用される「保育所等整備交付金」については、既に国から市町村への直接補助の仕組みとなっており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることなく事業の実施が可能となっている。そのため、認定こども園施設整備交付金においても、国から政令指定都市等への直接補助が可能であると考えられる。

なお、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されているこども家庭庁への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助となり、同じ取扱いになることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国から政令指定都市等への直接補助とすることで、都道府県の予算スケジュールや補助金交付要綱に縛られることなく、効率的な事務の執行が可能となる。

また、将来的に財産処分の手続きを行う場合にも、都道府県を経由した手続きが不要となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県

○協議等の締切日について、国の締切前に都道府県の締切が設定されるため、事務作業期間が非常に短い。

交付金に関する質問について、都道府県を通して問い合わせをするため、回答に時間がかかる。
 ○特に「保育所等整備交付金」と「認定こども園施設整備交付金」が関連する幼保連携型認定こども園の施設整備において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求めたい。
 ○認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならない、手続きが煩雑。こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもの誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔として、こども家庭庁が令和5年4月1日発足予定。主な事務として認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善が示されているが、現時点で事務の一元化はなされていない。

各府省からの第1次回答

本事業は認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案して実施するものである。
 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、令和5年4月1日発足予定のこども家庭庁への移管が予定されており、一本化に向けて検討中である。
 一本化にあたっては両交付金の趣旨や目的に照らし、また、主体となっている都道府県や他の市町村の意見も踏まえ対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園の幼稚園機能部分に対して交付される認定こども園施設整備交付金は、現在、間接補助となっています。そのため、具体的な支障の1点目として、都道府県の予算化が必要であるというスケジュール上の制約があることから、市町村において事業を計画した段階で既に都道府県の予算化の期限が過ぎているという事態が生じました。また、具体的な支障の2点目として、都道府県の補助金交付要綱上の制約があり、国の要綱よりも上乗せされた要件に該当することによる変更承認申請等の手続きが必要となりました。
 一方、認定こども園の保育所機能部分に対して交付される保育所等整備交付金については、既に直接補助の仕組みとなっていますが、ご指摘のような「教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案して実施する」ことが達成できていないという状況はありません。
 そのため、令和5年4月1日発足予定のこども家庭庁への移管にあたり、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の一本化に合わせて、直接補助の仕組みとなることを求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
 都道府県の意向も確認の上、課題等の整理を行う必要がある。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

概算要求に向けて、一本化について前向きに検討中という説明があったが、提案の趣旨は当該交付金を、国から都道府県を介した間接補助から指定都市への直接補助とすることであり、提案の趣旨を踏まえ実現されるよう検討していただくとともに、その検討状況について、2次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

ご提案の内容は、一本化に向けて具体的な内容を検討中である。
 一本化にあたっては両交付金の趣旨や目的に照らし、また、主体となっている都道府県や他の市町村の意見も踏まえ対応を検討することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと

提案団体

利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。

具体的な支障事例

児童手当の支給事務は原則市町村が行っているが、児童手当法第17条の規定により、国家公務員は所属する各省各庁の長、地方公務員は所属する地方公共団体の長が支給事務を行うこととなっており、受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると併せて申請先も変更になるといった、利用者にとって理解しにくい制度となっている。

また、児童手当法第4条第3項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。

受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われず、申請漏れにより、不支給期間が生じる支障が発生している。

併せて、恒常的な業務ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請先が異なることによる申請漏れがなくなり、児童手当の不支給期間の発生が抑制され、住民サービスが向上する。

今後、児童手当の仕組みを活用した国の政策等による事務が発生した場合も、住民は迅速にサービスを受けられ、市町村はスムーズに事務を行うことが可能になる。

根拠法令等

児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀

県、京都市、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市

○当市でも同様の事例が発生しており、全国の自治体に共通して生じる支障であることを考えると、当該提案による改善が望まれる。

○公務員分の児童手当も市町村が支給事務を行うことにより、申請先が統一され、支給漏れが減少することが期待される。また、児童手当の仕組みを活用した給付金の支給については、公務員も含めて居住地の市町村から支給するため、特に単身赴任の方で児童が別住所にある者など、申請が必要となる公務員分の情報把握に時間と労力がかかった。このため、公務員分も市町村が支給事務を行うこととなれば、今後児童手当の仕組みを利用した国の施策等による事務が発生した場合は、市町村はスムーズに事務を行うことができる。

○児童手当システムをもとにした給付金を令和2年度から複数回行っているが、公務員も対象になっているにも関わらずデータの収集に時間を要し、通知の送付や、申請漏れにつながった。

○当市においても、「公務員⇒非公務員」になった際に、市での受給資格消滅手続きがなされていないことから、手当の過払いとなり、返還を求めた事案がある。公務員となったことは、公簿上では確認できず、令和4年度から現況届の提出も原則不要となっていることを勘案しても、今後同様の事案が発生する可能性も高いと思われることから制度改正が必要であると考え。

○過去に当市では、公務員採用による過誤払や、窓口での誤った申請先の案内による未請求案件が発生しており、対応に苦慮しているため、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが望ましいと考える。

なお、国から3月に配付された資料(担当者ベースの一案)によると、公務員の児童手当を市町村から支給することについての改正は令和6年3月施行で検討されている。

○過去に当市においても、公務員になった際に受給事由消滅届を提出し忘れ、居住地と職場からの二重支給となる事例や公務員を退職した際に居住地に申請する必要があることを知らず、未支給の月が数ヶ月発生するという事例などがあつた。

連絡票を作成することや周知に力を入れる等の対応によって多少の改善は見込まれるが、確実に防ぐことはできず、受給者にとって不都合が生じている。

今後、官民の人材交流を進める上でもデメリットの一つになることが想定される。

また、国、県、市の財源負担については、別途精算することも可能と思われる。

以上のことから、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが妥当と考える。

○法改正等により、令和4年6月1日から原則として現況届は廃止となったが、公務員分については、公簿等(住民基本台帳及び課税台帳等)による確認が困難であるため、引き続き現況届の提出を受給者に対して求めることとなり、受給者及び人事給与担当部門において、大きな事務負担となっている。

○新規認定及び現況届の際に、所得の状況を確認するため、受給者から課税(非課税)証明書の提出を求めるが、提出を受けた証明書は、その時点のものであるため、例えばその後、受給者個人で確定申告を行い、前年所得の増減に影響があつた場合、当然に手当区分の変更(児童手当から特例給付へ又は、特例給付から児童手当へ)が生じることもありうる。

しかし、人事給与担当部門において、受給者個人の確定申告の状況は、把握していないため、手当区分の変更については、「税務署による税是正の調査」及び「住民税額改定通知」などから、再度受給者から課税(非課税)証明書の提出を受け、所得の状況を確認する必要があるため、確認する手段にも限界があり、また確認に伴う事務負担の増大に繋がっている。

○現況届の結果、収入逆転により受給者変更(公務員分から市区町村分へ又は市区町村分から公務員分へ)が必要となった場合、受給者に対してその旨を通知し法定手続きを案内するが、受給者が手続きを失念又は理解していないことなどから、法定請求期限(事実発生日から15日以内)が過ぎた結果、受給者の非ではあるが児童手当又は特例給付が受給できない空白の期間が発生してしまう場合がある。

○①公務員分は現況届時の書類提出を省略することが難しい。支払が市町村に変更されれば受給者の管理もしやすくなり、受給者にとっても負担(住民票・所得証明書の取得、金銭的)が減り合理的である。

②辞職出向等で他県へ異動となる者も多く、そのたびに消滅・認定手続きを行うが、部署を経由して書類を処理するため、手続きに時間を要する。住所変更の手続きの際に市町村窓口で児童手当の手続きも一緒に行えば、短時間で処理され漏れが無くなる。

③公務員分は他の所属庁や市町村とのやり取りをする際、判断に温度差があることもあり事務が煩雑になりやすい。市町村に変更されればそれらが解消される。

④退職すれば市町村へ申請しなければならないが、住所地を管轄する市町村から支給されていればその必要が無い。

○「公務員から非公務員」、「非公務員から公務員」に受給先が変更になった場合に、児童手当の申請（認定請求または消滅）を失念している事例が多数見られ、返還を求めることや、児童手当を数ヶ月分受給できなくなるケースが多数みられるため利用者に不利益が生じている。また、本市においてはシステム上公務員分の現況届の廃止が困難であり、利用者の負担軽減につながっておらず、現況届廃止の趣旨にそぐわない状態となっている。

各府省からの第 1 次回答

児童手当及び特例給付（以下、児童手当等という。）については、住所地の市町村長が認定・支給等の事務を行っている。
 公務員に対して支給する児童手当等については、一般事業主における事業主負担相当分及び国庫負担又は地方負担相当分を合わせて所属庁の長が負担しており、他の一般事業主の場合のような拠出金の徴収事務を不要とするとともに給付事務を一元的に行うこととしている。
 公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当町在住の公務員分の児童手当支給事務は増加となりますが、人事担当課でマイナンバー連携による確認を行い対応している当町職員の児童手当の認定支給事務は不要となり、役所全体の業務量でみた場合、精通した部署に業務が一元化されることによる効率化が見込まれます。
 また、平成 27 年に共済年金が廃止され、公務員等も厚生年金に加入するよう年金制度が改正されたことから、社会保障において公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要であると考えます。
 一元化するにあたっては費用負担割合の変更が必要となりますが、公務員分についても公務員以外の方と同様の費用負担とし、普通交付税にて調整することも一つの方法として考えられます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【伊勢市】
 市町村における業務増とあるが、公務員の採用・退職及び会計年度任用職員の共済組合員資格取得・喪失（短期組合員は除く）、夫婦間の所得逆転による受給者変更等に伴う受給資格の消滅・認定事務が軽減される。本提案の趣旨は、支障事例にもあるように、認定・支給事務を行う主体が市町村と所属庁で異なることにより生じている受給者の不利益や手続きの負担を軽減することを目的としていることをご理解いただきたい。
 また、令和 4 年 10 月から共済組合員の適用範囲が拡大され、公務員・非公務員の区分がより複雑になることから、住民サービスの向上のため、前向きに制度改正を検討していただきたい。

【福岡県】
 業務を行う市町村の業務増など実務面での対応等について慎重な検討をいただくことは当然であるが、所属庁の業務がより煩雑となることがないように再度お願いしたい。
 また、制度改正に対応するための環境整備に要する期間や費用も勘案いただく等、所属庁にも配慮した慎重な検討を再度お願いする。
 ※具体的な検討内容は「補足資料」のとおり

地方六団体からの意見

【全国知事会】
 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
 その際には、都道府県及び市町村双方に更なる負担が生じることはないように留意すること。

【全国町村会】
 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

平成 27 年の被用者年金の一元化で公務員等も厚生年金に加入するようになるなど、社会保障において公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要では

ないか。

一元化については、内閣府子ども・子育て本部から地方公共団体に対して、昨年のアンケートで意向等について調査し、今年ブロック説明会では検討状況について示してきたところであり、地方公共団体においては期待感を持っていると考えられ、一元化に向けた検討を行っていくべきではないか。

退職する公務員について、居住地の市町村に情報提供し、市町村から受給者本人にプッシュ型の通知をすることはできないか。個人情報の共有も、法律で規定する方法や本人同意を得る方法があるのではないか。通知による制度の周知だけでなく、申請漏れを少なくするために何ができるかを検討するべきではないか。

各府省からの第2次回答

児童手当の支給等の事務を住所地の市区町村に一元化することの提案については、費用負担の変更のほか、特に公務員が多く居住する自治体の支給等の業務を逼迫すると考えられるため困難である。今回、支障事例として挙げられている、いわゆる「請求漏れ」等については、従来から年に2回、所属庁への周知徹底・注意喚起をお願いしているところであるが、さらに、請求者ご本人、所属庁それぞれの立場に立って必要な手続きを整理した分かりやすいガイドラインを新たに作成するとともに、その周知に努めることで、「請求漏れ」等が生じないよう取り組んでいきたい。

また、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点にある、住所地市区町村から退職した公務員にプッシュ型で通知する案については、所属庁や市区町村の事務負担が増加すると考えられることから、必要に応じて所属庁・市区町村の意向も調査しながら、検討していきたい。